

## 1 最近の消防庁予防関係通知等（12月～1月中）・・・

### ① 「第49回 文化財防火デー」の実施について（H14.12.9付け）

消防予第590号

平成14年12月9日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

#### 「第49回 文化財防火デー」の実施について

文化財の防火に対しましては、平素から特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

来る平成15年1月26日（日）の「第49回文化財防火デー」を迎えるにあたり、このたび、別添のとおり、文化庁次長との連名により運動の実施要項等を貴都道府県教育委員会教育長あて通知したところ です。

つきましては、貴職におかれても文化財の所有者、管理者その他の関係者と協力して本趣旨の周知徹底を図るとともに、この運動が効果的に展開されますよう特段のご配慮をお願いします。

また、別添通知の実施要項及び下記事項につき、貴都道府県内の市町村に対してもよろしく御周知くださるようお願いいたします。

#### 記

各市町村は、別添通知の実施要項に定める諸事項について、あらかじめ管内に存する文化財等の所有者、管理者又は関係者と協議の上実施計画を作成し、これに基づいて効果的な運動を展開すること。

### ② 平成15年春季全国火災予防運動に対する協力について（H15.1.6付け）

消防予第2号

平成15年1月6日

関係団体 各位

消防庁長官

平成15年春季全国火災予防運動に対する協力について（依頼）

火災予防思想の普及につきましては、平素から格段の御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本年度も恒例の春季全国火災予防運動を平成15年3月1日から3月7日までの7日間にわたり、別添「平成15年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたしました。火災予防体制の一層の充実を図るため、本運動の趣旨に御賛同のうえ御協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴職関係機関の御協力方についてもよろしく御取り計らいくださるようあわせてお願いいたします。

消防庁としては、特に、住宅防火対策について、依然として高齢者の死者が多発している状況に鑑み、住宅火災による死者の大幅な低減を図ることを目的として、高齢者等の死者発生防止対策を中心とした各種対策に取り組むこととしています。

近年増加傾向にある放火火災予防対策については、関係機関との連携を強化し、放火火災による被害の低減を図るため、一層努力していくこととしております。

また、昨年の秋季全国火災予防運動に引き続き、新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、地域の実績に応じ小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性について広く周知、啓発することとしています。

さらに、林野火災予防対策については、春先に多発する傾向にあることから、関係機関や婦人防火クラブ等の民間防災組織等と連携を図り、出火防止対策の一層の強化に努めていくこととしています。

なお、全国火災予防運動につきましては、本職から各都道府県知事に対して、運動の実施に当たつての協力方と都道府県内の市町村の周知方を通知しておりますので申し添えます。

③ 総務省告示第6号（平成15年1月8日）

② 日本防火協会 防火管理に関する講習を行う機関に指定

このたび、「防火管理に関する講習を行う機関を指定する告示」が改正され、新たに日本防火協会が防火管理に関する講習を行う機関に指定されました。

この改正に伴い、消防庁から次のとおり通知がなされております。

平成15年1月8日

各都道府県消防主管課 御中

消防庁防火安全室

防火管理に関する講習を行う機関を指定する告示の一部を改正する告示の施行について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イ及び第2号イの規定に基づき、防火管理に関する講習を行う機関を指定する件（昭和62年自治省告示第1号）の一部を改正する件の告示（総務省告示第6号）が平成15年1月8日に公布され、同日施行されることとなりました。

今回の改正は、防火管理に関する講習を行う機関として財団法人日本防火協会（以下「協会」という。）が新たに指定されたものです。なお、かかる改正は、「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申」（平成13年12月26日消防審議会）中、「第2 防火管理の徹底、1 防火管理責任の強化、（防火管理者養成体制の整備）」において「防火管理者講習の実施頻度が少ないことなど、防火管理者が防火管理講習を十分に受けられる体制にないことが防火管理者の選任率が低い一つの理由になっている」、「講習を受ける機会の確保に努める必要がある」等の指摘を踏まえて、実施されたものです。

つきましては、防火管理講習の計画、実施等に当たっての協会の活用等について、下記の事項に留意のうえ、上記答申の指摘に的確に対応できるようご配慮をお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

## 記

### 1 地域における講習機会の増加

講習機会の増加については、特に実施回数の少ない地方公共団体を中心に増加を促す仕組みが必要であるが、地方公共団体ごとに講習機会を増加させることは効率的でないと考えられるため、都道府県単位又はある程度まとまった地域単位で開催を行うなどの広域開催を推進し、その際の講習機関として協会の活用が考えられること。

### 2 協会の活用による民間活力の有効利用

消防機関においては、消防法の一部を改正する法律（平成14年法律第30号）による改正後の消防法等に基づく違反是正の徹底を図るため、立入検査及び違反処理業務の重点的推進が喫緊の課題であること等の現状に鑑み、防火管理講習の講習機会を増加させることが困難な場合、協会の活用による民間活力の利用も有効であると考えられること。

### 3 その他

上記のように講習機関として協会を活用する場合、消防機関と協会は十分に調整を図る必要があること。

## 目次

---

- 1 最近の消防庁予防関係通知等（12月～1月中）・・・
- [2 自治体消防55周年記念事業日程等決まる](#)
- [3 地方からの便り](#)
- [4 あなたも危険物取扱者・消防設備士に](#)
- [5 日本防火協会からのお知らせ](#)